

国

保

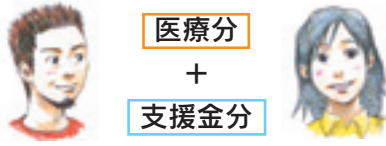
だより

特集 国民健康保険税

日頃から、国民健康保険(以下「国保」)事業につきまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。広報ちの5月号でお知らせしたとおり、平成30年度の国民健康保険税(以下「国保税」)は、税率等を改正いたしました。今月号では、平成30年度の国保税の概要についてご説明します。

国保税は年齢によって計算方法が異なります

40歳未満の方の国保税

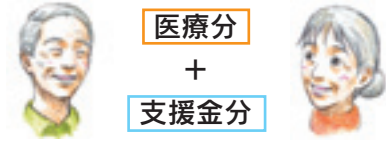


40歳以上65歳未満の方の国保税



※介護分については、40歳以上65歳未満の加入者にかかります。

65歳以上75歳未満の方の国保税



※介護分は、40歳以上65歳未満の加入者にかかります

医療分 …… 医療保険分である
 + 支援金分 …… 後期高齢者支援金
 + 基礎課税額
 + 介護分 …… 介護保険納付金課税額

国保税とは?
 国保税は、国保加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付が受けられるよう、加入者の皆さんへ公平に負担をお願いしています。
 国保税は、医療分・支援金分・介護分の3つから構成され、それぞれについて所得割額・資産割額・均等割額・世帯別平等割額を計算したものを合算し、年税額を算定します。

国保税とは?

世帯主への課税

国保税は世帯ごとに算出し、納税義務者である世帯主の方宛てに通知します。世帯主の方が国保加入者でない場合でも、世帯内のどなたかが国保に加入していれば、世帯主の方が納税義務者になります。
 なお、国保に加入していない世帯主の方の所得割額・資産割額・均等割額は、税額を算出する際には含まれません。
軽減制度について
 次の場合には国保税の一部が軽減されます。
 ・世帯全体の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と世帯別平等割額の一部が軽減されます。
 ・雇主の都合による解雇等の場合、所得割額の一部が軽減されます。

国保税は通常、6月を第1期として翌年3月までの第10期(計10回)に分けて納付していただきます。各月に納めていた方が、その月の加入分という訳ではありません。月割計算をした結果、脱退した月以降の納期にお支払いが残る場合があります。

納期・納税方法

年度の途中で国保の加入・脱退があった場合は、加入月数に応じた月割計算により税額を算定します。加入については、加入の届け出をした月からではなく、国保の資格を得た月の分から年度末(翌年3月)までの税額を算定します。脱退については、国保を脱退した月の前月分までの税額を算定します。

月割課税

75歳に到達した後期高齢者医療制度へ移行することで、世帯の国保被保険者が1人になった世帯を特定世帯や特定継続世帯といいます。この場合、世帯別平等割額の一部が軽減されます。
 特定世帯：後期高齢者医療制度へ移行後5年間、医療分・支援金分の世帯別平等割額を1/2減額
 特定継続世帯：後期高齢者医療制度へ以降後6年目から8年目の3年間、医療分・支援金分の世帯別平等割額を1/4減額

算定の区分	算定方法	税率等		
		医療分	支援金分	介護分
所得割額	(平成29年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×税率 ※総所得金額等に退職所得は含みません。 ※総所得金額等から差し引かれる控除は基礎控除の33万円のみです。 扶養控除などの諸控除はありません。	6.47%	1.93%	1.87%
資産割額	平成30年度の固定資産税額×税率 ※都市計画税は除きます。 ※共有名義の固定資産税は、持ち分を割り振って計算します。	13.0%	6.0%	5.7%
均等割額	国保加入者1人ごとの額です	19,200円	7,500円	7,700円
世帯別平等割額	世帯ごと一律にかかります	20,000円	8,600円	6,000円
課税限度額	年間課税の上限額です	58万円	19万円	16万円

計算例

4月1日現在、Sさんのお宅は3人家族で全員国保加入者です。所得、資産の状況は次のとおりです。

Sさん	46歳	前年の総所得160万円：給与収入240万円(所得150万円) 営業所得10万円
妻	38歳	前年の総所得30万円：給与収入95万円(所得30万円)
母	72歳	前年の総所得80万円：公的年金収入200万円－公的年金等控除120万円＝所得80万円

固定資産税額9万円：都市計画税を除いた額

まず、家族それぞれの所得から、国保税の基礎控除額33万円を引きます。

Sさん	160万円	－	33万円	=	127万円	…①	※マイナスとなった場合は、0として計算します
奥さん	30万円	－	33万円	=	0円	…②	
お母さん	80万円	－	33万円	=	47万円	…③	

医療分

所得割額	①	×	6.47%	=	82,169円	}	医療分合計額 201,800円 (百円未満切り捨て)
	②	×	6.47%	=	0円		
	③	×	6.47%	=	30,409円		
資産割額	9万円	×	13.0%	=	11,700円	}	
均等割額	3人	×	19,200円	=	57,600円		
世帯別平等割額			20,000円	=	20,000円		

支援金分

所得割額	①	×	1.93%	=	24,511円	}	支援金分合計額 70,000円 (百円未満切り捨て)
	②	×	1.93%	=	0円		
	③	×	1.93%	=	9,071円		
資産割額	9万円	×	6.0%	=	5,400円	}	
均等割額	3人	×	7,500円	=	22,500円		
世帯別平等割額			8,600円	=	8,600円		

介護分

※40歳以上65歳未満の方について計算します→Sさんについてのみ計算

所得割額	①	×	1.87%	=	23,749円	}	介護分合計額 42,500円 (百円未満切り捨て)
資産割額	9万円	×	5.7%	=	5,130円		
均等割額	Sさん1人	×	7,700円	=	7,700円		
世帯別平等割額			6,000円	=	6,000円		

年税額(4月から翌年3月までの12ヶ月間の加入分) = 医療分 + 支援金分 + 介護分 = 314,300円

次の要件のすべてに該当するご世帯には、世帯主の方の年金から天引きにより国保税を納めていただきます。対象となるご

公的年金からの年金天引きについて(特別徴収)

国民健康保険税の納期	
納期	納期限(口座振替日)
第1期(6月)	平成30年7月2日
第2期(7月)	平成30年7月31日
第3期(8月)	平成30年8月31日
第4期(9月)	平成30年10月1日
第5期(10月)	平成30年10月31日
第6期(11月)	平成30年11月30日
第7期(12月)	平成30年12月25日
第8期(1月)	平成31年1月31日
第9期(2月)	平成31年2月28日
第10期(3月)	平成31年4月1日

ります。国保加入世帯へは、6月中旬に年間の税額と各期別の納付額をお知らせします。国保税は市役所及び各出張所、各金融機関のほか、コンビニエンスストアでもご納付いただけます。納付場所は、納付書裏面に記載されていますので、ご確認ください。納付書はすべての納期のものをまとめてお送りしますので、紛失しないようご注意ください。

なお、加入者数の増減などにより年度途中で税額が変更になった際は、新たにお送りする納付書をご使用ください。口座振替をお申し込みの方は、次の日程で振替となります。

世帯へは、あらかじめお知らせいたします。

- ・世帯主の方が国保加入者である
- ・世帯主の方の介護保険料が年金から天引きされている
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上である
- ・天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1以内である

なお、お申し出により口座振替によるご納付へ切り替えることができます。年金天引きの対象となったご世帯のうち、お申し出のない場合には年金天引きによる納付となりますのでご了承ください。

加入・脱退の手続きはお早めに

加入・脱退の手続きは14日以内の届出が原則です。加入手続きが遅れた場合は、以前加入していた健康保険の資格を喪失した時点でさかのぼって国保税を算定します。また、国保以外の健康保険に加入したときは、忘れずに国保を脱退する手続きをしてください。手続きの窓口は市役所1階 高齢者・保険課 医療保険・年金係です。



国保税算定の詳細は、茅野市ホームページ(<http://www.city.chino.lg.jp>)をご覧ください。また、国保に加入されている方は、6月中旬にお手元に届く納税通知書等に記載された説明も併せてご覧ください。

問 税務課 諸税係

☎72-2101 (内線179)

国保加入の届出が遅れると…

加入資格を得た時点までさかのぼって国保税を算出します。

例：5月に会社を辞めて健康保険資格を喪失したが、国保加入の届出が10月になった場合



10月に国保加入の手続きをした場合でも、国保の加入月は5月ということになります。国保税は、加入月までさかのぼって算出します。この場合、加入の手続きをした翌月(11月)以降のお支払いのなかで、さかのぼって加入した分を含めて納めていただきます。

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料追納のおすすめ

保険料の免除や納付猶予・学生納付特例を受けた期間がある場合は、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

免除などを受けた期間中の保険料について10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。追納できる保険料の額は年度ごとに決められていますが、3年以上前の期間の保険料には加算額が上乗せされます。(下表参照)

年 度	国民年金保険料 ※()内は平成30年度に支払う場合の加算額です			
	全額免除・納付猶予・ 学生納付特例	4分の1納付 (4分の3免除)	半額納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1免除)
平成20年度の月額	15,170円 (760円)	11,380円 (570円)	7,580円 (380円)	3,790円 (190円)
平成21年度の月額	15,260円 (600円)	11,440円 (450円)	7,630円 (300円)	3,810円 (150円)
平成22年度の月額	15,520円 (420円)	11,640円 (320円)	7,760円 (210円)	3,880円 (110円)
平成23年度の月額	15,310円 (290円)	11,470円 (210円)	7,650円 (140円)	3,820円 (70円)
平成24年度の月額	15,160円 (180円)	11,360円 (130円)	7,580円 (90円)	3,780円 (40円)
平成25年度の月額	15,130円 (90円)	11,350円 (70円)	7,570円 (50円)	3,780円 (20円)
平成26年度の月額	15,280円 (30円)	11,460円 (20円)	7,640円 (20円)	3,820円 (10円)
平成27年度の月額	15,610円 (20円)	11,700円 (10円)	7,800円 (10円)	3,900円 (0円)
平成28年度の月額	16,260円 (0円)	12,190円 (0円)	8,130円 (0円)	4,060円 (0円)
平成29年度の月額	16,490円 (0円)	12,370円 (0円)	8,240円 (0円)	4,120円 (0円)
(参考)今年度の月額	16,340円	12,260円	8,170円	4,090円

インターネットサービス「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」とは、

インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

「ねんきんネット」で出来ることは、

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の確認
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・日本年金機構から郵送された各種通知書の確認など

ご利用対象者は、

基礎年金番号をお持ちの方

(昭和61年4月以前に年金受給権が発生した老齢年金受給者の方はご利用いただけません)

利用するには、

ご利用登録(ユーザIDの取得)が必要となります。ご利用登録の際には、基礎年金番号、メールアドレスが必要となります。登録時にお手元に年金手帳や年金証書など基礎年金番号が確認できるものをご用意の上、登録申請を行ってください。

インターネットのご利用が難しい方は、茅野市役所高齢者・保険課窓口でもねんきんネットが利用できます。

○窓口でのねんきんネットの申請に必要なもの

年金手帳など基礎年金番号がわかるもの・本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)・印かん
 (ご本人以外の方が申請する場合は、ご本人自筆の委任状と代理人の本人確認書類)

「ねんきんネット」サービスへの登録はこちらからどうぞ
 詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

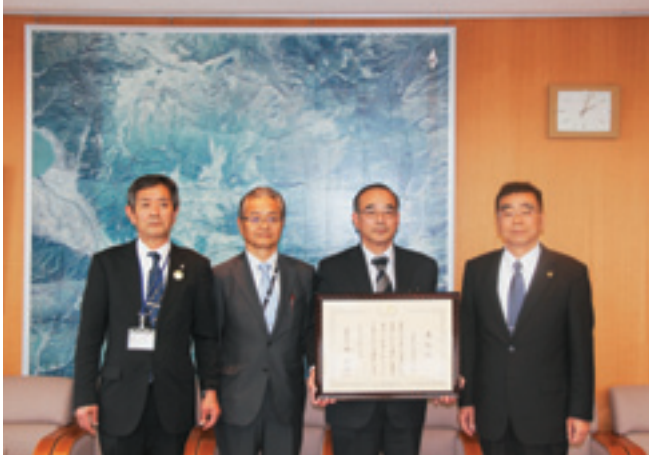
0570-058-555 (ナビダイヤル)

03-6700-1144 (050で始まる電話でおかけになる場合)



読書活動の取り組みの成果 子どもの読書活動優秀実践校 北部中学校が大臣表彰

こどもの読書優秀実践校として茅野北部中学校が文部科学大臣表彰を受賞しました。この表彰は文部科学省が2002年に創設した制度で、優れた読書活動を行う学校、図書館らに贈られます。3月に退任しました畑中紀之前校長は、授業で興味を持った子どもに先生が本を紹介したり、少し難しい本を購入する「背伸びの選書」を進めました。向川原校長は「読書が中心的な活動になっている流れをさらに発展させていきたい」と話していました。



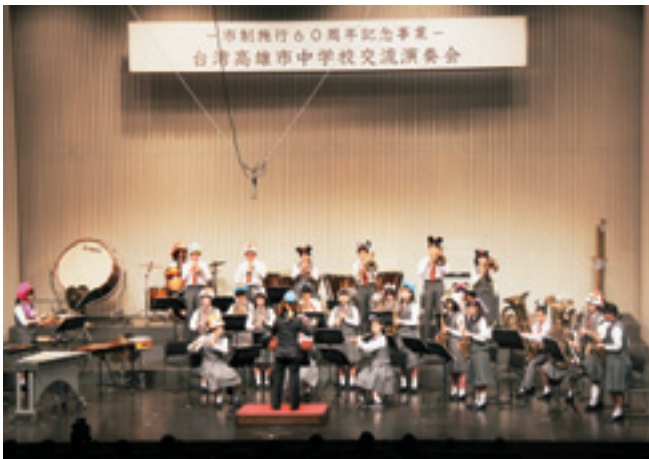
はだして元気いっぱい 昔ながらの手植え 多留姫文学自然の里 田植まつり

5月19日、中沢にある多留姫の滝近くの神田で田植まつりが行われました。市内の小学生や保育園児らが参加し、昔ながらの手で植える田植え作業をしました。水田の3分の1ほどの約480㎡を手植えしました。作業を後押しする信州玉川太鼓タマシキッズの演奏も行われました。大人も合わせて100人ほど集まり、みんなで楽しんでいました。



台湾と音楽で繋がる 台湾高雄市中学校交流演奏会

5月24日、茅野市と台湾高雄市の中学校交流演奏会が市民館マルチホールで行われました。2016年5月以来2回目の開催で、今回は新興高級中学校からの申し入れで実現しました。演奏会は「歓迎の章」と「感動の章」の2部構成で行われました。「歓迎の章」では市内の4中学校各吹奏楽部が1～2曲を演奏しました。「感動の章」では台湾高雄市の新興高級中学校の生徒で構成された同市立青少年交響楽団が登場し、モーツァルトの交響曲などを披露し、来場者を楽しませていました。



誰かに届け！願いを込めて大空へ！ 小泉山体験の森 山開き

5月26日、小泉山体験の森山開きが小泉山の山頂で行われました。山開きが開催されるのは今年で17年目で、地域の子どもや保護者、お年寄りなど約300人が参加しました。開幕のファンファーレの合図で、自然の中でも分解される環境にやさしいエコ風船にメッセージや願いの書かれた紙をつけて飛ばしました。その会によるオカリナ演奏、豊平小と玉川小の児童による発表などが行われ、最後は全員での「ふるさと」の合唱で山開きを祝いました。

